

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洲市は、児童手当関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

システムの稼働維持について、委託契約により業者の運用支援を受けているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認すると共に、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

愛媛県大洲市長

## 公表日

令和6年1月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当に関する事務は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行い、受給者に児童手当の支給を実施するものである。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取扱う。 <ul style="list-style-type: none"><li>・受給資格者からの認定の請求の受理</li><li>・認定の請求に係る事実の審査</li><li>・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知</li><li>・現況の届出の受理</li><li>・現況の届出に係る事実の審査</li><li>・各種届出の受理</li><li>・各種届出の確認</li><li>・各種届出の審査</li><li>・官公署等に対する必要な資料の提供等の求め</li><li>・公金受取口座の利用を希望する受給者の口座情報の確認</li></ul>
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル、口座登録・連携ファイル関係情報、申請管理システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の56の項及び100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項  (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号:795-8601 住所:愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号:0893-24-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大洲市役所 市民福祉部 子育て支援課 郵便番号:795-8601 住所:愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号:0893-24-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月28日	I-1 ③システムの名称	1. 児童手当システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー	1. 児童手当支援システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	事後	
平成30年6月28日	I-6 ②所属長の役職名	課長 篠原 雅人	課長	事後	
平成30年6月28日	II-1 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成30年6月28日	II-1及び2 いつ時点の計数か	平成27年5月21日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	I-7 請求先	大洲市役所 総合政策部 情報管理課	大洲市役所 総務企画部 企画情報課	事後	
令和1年6月12日	II-1及び2 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	IV-1~9	(記載なし)	(各項目追加)	事後	様式変更に伴い「IV リスク対策」を追加
令和2年6月29日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和3年9月30日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(略)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(略)	事後	
令和3年9月30日	I-7 請求先の部署名	大洲市役所 総務企画部 企画情報課(略)	大洲市役所 総合政策部 企画情報課(略)	事後	
令和3年9月30日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年12月1日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月1日	I-1 ②事務の概要	<p>児童手当に関する事務は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行い、受給者に児童手当の支給を実施するものである。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務で取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格者からの認定の請求の受理</li> <li>・認定の請求に係る事実の審査</li> <li>・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知</li> <li>・現況の届出の受理</li> <li>・現況の届出に係る事実の審査</li> <li>・各種届出の受理</li> <li>・各種届出の確認</li> <li>・各種届出の審査</li> <li>・官公署等に対する必要な資料の提供等の求め</li> </ul>	<p>児童手当に関する事務は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当受給者の認定審査、児童手当受給者・児童の管理を行い、受給者に児童手当の支給を実施するものである。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務で取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格者からの認定の請求の受理</li> <li>・認定の請求に係る事実の審査</li> <li>・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知</li> <li>・現況の届出の受理</li> <li>・現況の届出に係る事実の審査</li> <li>・各種届出の受理</li> <li>・各種届出の確認</li> <li>・各種届出の審査</li> <li>・官公署等に対する必要な資料の提供等の求め</li> <li>・公金受取口座の利用を希望する受給者の口</li> </ul>	事前	
令和4年12月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	児童手当ファイル	児童手当ファイル、口座登録・連携ファイル関係情報	事前	
令和4年12月1日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の56の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の56の項及び100の項	事後	
令和6年1月15日	I-1 ③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童手当支援システム</li> <li>2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー)</li> <li>3. 中間サーバー</li> <li>4. サービス検索・電子申請機能</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童手当支援システム</li> <li>2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー)</li> <li>3. 中間サーバー</li> <li>4. サービス検索・電子申請機能</li> <li>5. 申請管理システム</li> </ol>	事後	
令和6年1月15日	I-2 特定個人情報ファイル名	児童手当ファイル、口座登録・連携ファイル関係情報	児童手当ファイル、口座登録・連携ファイル関係情報、申請管理システム	事後	
令和6年1月15日	II-1および2 いつ時点の計数か	令和4年10月1日	令和5年11月1日	事後	